

# 区政会議 新任委員

## 「区政会議」の基礎知識

令和3年10月

# 「区政会議」とは？

## ◎ 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例

### 第2条（定義）

「各区において、区長、区シティ・マネージャー及び教育委員会事務局区担当教育次長（以下単に「区長」という。）の所管に属する施策及び事業（以下「基礎自治に関する施策等」）について、

立案段階から意見を把握し適宜これを反映させる とともに、

その実績及び成果の評価に係る意見を聴く

ことを目的として、区長が区民等その他の者を招集して開催する会議をいう。」

# 区政会議の性質

「議会」や「審議会」とは異なり・・・

区民の多様な意見を聴取することが目的です。

基本的に「区政会議としての意見のとりまとめ」や「採決」は行いません。

区政会議の各委員の意見を述べていただく場です。

# 何について意見を聴くのか？

①区の総合的な計画 (区将来ビジョン)

②運営方針の具体的取組とその予算

③運営方針の評価

+

④その他区長が必要と認める事項

# 区政会議と各種会議

## 区政会議

- 年2回以上開催（令和3年度は4回開催予定）
- 定数の半数以上の委員の出席が必要

※区政会議は、条例上オンライン会議が認められていないため、委員の半数以上が会場にお越しいただく必要があります。

## 各種会議

- 必要に応じ開催し、専門的な意見交換を行う。  
（区政会議で議論内容を報告）

〔設置している会議〕

防災専門会議

地域福祉専門会議

総合教育会議

# 会議の公開

区政会議は、原則として公開で行います。

## 開催の周知

- 開催月の区広報紙に開催案内を掲載します。
- 開催の1週間前までに開催日時・議題などを公表します。  
(庁舎前の掲示・ホームページへの掲載・報道発表)

## 傍聴・取材

- 誰でも傍聴することができます。(定員：10名)
- 市議員が出席し、助言を行うことができます。
- 報道機関の取材が入ることがあります。

## 会議録の公開

- 会議終了後、議事録・議事要旨等については、会議の日から30日程度を目安にできるだけ早く区ホームページへ掲載します。

# 区政会議委員について

## 定員（区によって異なります）

- 住吉区では24名

## 構成（区によって異なります）

- 学識経験者（1名）
- 地域団体から推薦を受けた委員（14名）
- 公募により選定された委員（9名）

## 議長・副議長

- 議長・副議長は委員の互選により選任します。

## 任期、再任の制限

- 任期は2年間（任期途中で団体推薦の委員が交代された場合は、前委員の任期を引き継ぎます。）
- 3期連続で就任することはできません。

# 開催時期・議題

## ◎ 令和3年度（予定）

第1回：令和3年7月29日（木）

- ・ 令和2年度住吉区運営方針自己評価について

第2回：令和3年10月26日（火）

第3回：令和3年12月7日（火）

- ・ 令和4年度住吉区運営方針（素案）について

第4回：令和4年3月1日（火）

- ・ 令和4年度住吉区予算（案）、運営方針（案）等について



# 将来ビジョン2023と運営方針について

## ・将来ビジョン2023とは

区のめざすべき将来像と将来像の実現に向けた施策展開の方向性をとりまとめ、区民の皆さんに明らかにするもの

〈平成31(2019)年度から5年間にめざす住吉区の将来像〉

「つながり・見守り・支えあい」を大切にした

安全・安心に暮らせる住みよいまち

### 6つの施策

- 1 安全で安心して暮らせるまち
- 2 高齢者、障がい者等だれもが心地よく暮らせるまち
- 3 安心して子育てができ地域の实情にあった教育が展開されるまち
- 4 歴史・文化を活かした魅力あるまち
- 5 自律的に地域活動が展開される活力あるまち
- 6 区役所改革の推進

## • 運営方針とは

- 将来ビジョンの単年度ごとのアクションプラン
- 将来ビジョンの「6つの施策の柱」を「重点的に取り組む主な経営課題」とし、それぞれの事業戦略と具体的を示すもの
- 施策の目的を明確にしたうえで事業を実施し、目的実現に対する有効性をチェックして事業改善や新たな事業展開につなげるPDCAサイクルを徹底するツール

# 開催前の準備

会議の1カ月～2週間  
程度前に  
各委員へ資料を  
送付します。

資料をご確認いただき、  
ご意見・ご質問を  
事前に区役所へ  
提出してください。

会議前に限らず、  
市政・区政について  
疑問があれば、  
いつでもお問い合わせ  
ください！  
担当課から回答します。





# お問い合わせ先

## 住吉区役所 政策推進課

- 電話：06-6694-9957
- FAX：06-6692-5535
- Eメール：[tu0010@city.osaka.lg.jp](mailto:tu0010@city.osaka.lg.jp)

よろしくお願ひします。

